

## 名教就美会 会則

平成元年4月1日 制定  
平成21年5月23日 改定  
平成26年5月17日 改定  
平成27年4月1日 改定

### (会の名称)

第1条 本会を「名教就美会」と称する。

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-5 横浜国立大学理工学部機械工学・材料系学科内に事務局をおく。

### (目的)

第2条 本会は、横浜国立大学と会員および会員相互の連携を密にすることにより、横浜国立大学の発展に寄与し、会員の親睦を図ることを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 本会会員の相互の連携のため、会報の発行、会員情報・ホームページ・ネットワークなどの整備、かつ総会の開催など必要な活動を行う。
2. 本会に関係する横浜国立大学または本会会員の行事への協力、支援など必要な活動を行う。
3. 本会のみでは実施困難な活動を名教自然会（理工学部同窓会連合）及び校友会と連携を図り推進する。

### (会員)

第4条 本会の会員は、正会員と学生会員で構成する。

#### 第4条-1（正会員）

正会員は次に挙げる者で構成する。

1. 横浜高等工業学校、横浜工業専門学校、同付設工業教員養成所、横浜国立大学工学部、横浜国立大学理工学部、横浜国立大学附属工業教員養成所のいずれかの機械工学科、機械工学第二学科、金属工学科、生産工学科、機械工学・材料系学科の卒業生（選科修了者および二部を含む）ならびに上記学科所属の教員が運営する研究室出身の大学院修了者および大学院単位取得退学後に同大学院で学位を取得した者
2. 教員
  - 2.1 学科教員（本学科卒業を問わず）
  - 2.2 前項の会員で大学退職後に、年会費を納入した者
3. 名誉会員
  - 3.1 本会の活動に対する多大な貢献により常任幹事会が推挙した者
  - 3.2 年齢90歳に達した会費を納入した会員
4. 終身会員

#### 4.1 終身会費を納入した者

##### 第4条-2（学生会員）（平成27年度入学者から適用する）

学生会員は次に挙げる者で構成する。

1. 第4条-1第1項の学科の在籍生で、本会入会金を納入した者
2. 第4条-1第1項の学科所属の教員が運営する研究室の大学院在籍生（第4条-1第1項の学科の卒業生を除く）で、本会入会金を納入した者

##### （会費）

第5条 会員の会費は以下の通りとする。

##### 第5条-1（正会員会費）

正会員の会費は以下の通りとする。

1. 年会費は2,000円、維持会費は一口1,000円とする。
2. 維持会費は同窓会活動に際して会員が年会費以外に財政的な支援をするための制度。一口以上の任意の金額とする。
3. 終身会費30,000円を一括して納入することにより、以降の年会費を免除することができる。

##### 第5条-2（学生会員会費）

1. 入会金は30,000円とする。
2. 年会費は免除する。
3. 入会金は、正会員に昇格したときに終身会費に充てられる。

##### （常任幹事の定員）

第6条 会員の中から下記の常任幹事を選出する。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名程度
3. その他 10名程度

##### （会長、副会長、常任幹事の選出）

第7条 会長の候補選出は常任幹事会の決議とし、総会の承認により決定する。

副会長候補は会長の指名推薦とし、常任幹事会の承認により決定する。

ただし前項にかかわらず、学科長は副会長とする。

常任幹事候補は、常任幹事が推薦する。

##### （常任幹事の任用資格）

第8条 同窓会活動に理解があり、かつ大学卒業後5年以上経過し常任幹事より推薦がある者

##### （常任幹事の任務）

第9条 常任幹事の任務は次の通りとし、本会の運営は会長、副会長を含む常任幹事により行われる。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合はこれを代行する。
3. 常任幹事は、常任幹事会に出席し、同窓会活動の活性化のためのグループの活動を行う。  
またグループ活動は必要に応じグループメンバーを常任幹事以外の会員より募り運営できる。

#### (常任幹事の任期)

第10条 常任幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、常任幹事に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。会長は、活性化を目的として、適宜、常任幹事の入替えに努める。

#### (監査役)

第11条 常任幹事以外の会員の中から、監査役をおく。

1. 任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 同窓会の活動および会計を監査する。
3. 監査役は会長が推薦し、総会の承認を得る。

#### (幹事)

第12条 会員の中から下記の幹事を選出する。

1. クラス幹事 各クラスまたはコースから1名
2. 研究室幹事 研究室から1名
3. 企業幹事 会員が勤務する会社から、必要に応じて1名を定めることができる。

#### (幹事の役割と任期)

第13条 クラス幹事、研究室幹事および企業幹事は、事務局と連携し会員との間の円滑な連絡を担う。また傘下会員の動静等の把握および懇親に努める。  
なお任期は設けないが適宜交代することができる。交代の際に前任の幹事は、次期幹事を事務局に速やかに連絡する。

#### (会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会、常任幹事会と、必要に応じて会長副会長会および拡大幹事会を開くことができる。

##### 14条-1 (総会)

1. 総会は全会員を対象に原則として毎年開催する。
2. 総会の議長は会長が務めるが、議事進行は会長が指名する副会長あるいは常任幹事が務める。
3. 常任幹事会より提議される会則の変更、会長交代など会の重要事項について決議する。

##### 14条-2 (常任幹事会)

1. 年度内に、原則として2回会長が招集し、会の運営及び活動に関する事項を審議する。

2. 常任幹事の複数名より要請がある場合、会長は常任幹事会を召集することができる。
3. 常任幹事会の議案は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は会長が決定する。

#### 14条-3（会長副会長会）

1. 会長は必要に応じ会長副会長会を招集し、諮問して方針決定することができる。  
定期の常任幹事会を除き、臨時に常任幹事会の開催が困難な場合は会長副会長会の開催にて代えることができ、討議および執行結果を直近の常任幹事会で事後承認を得る。
2. 会長副会長会は会長、副会長、および会長が指名した常任幹事で構成する。

#### 14条-4（拡大幹事会）

1. 拡大幹事会は会長、副会長、常任幹事、クラス幹事、研究室幹事、企業幹事から構成する。
2. 会長は必要に応じて拡大幹事会を招集し開催する。
3. 拡大幹事会は会の発展のための運営および活動内容につき討議し、常任幹事会へ意見具申できる。
4. 会長は必要に応じて会員の中から出席者を追加することができる。

#### （運営費）

第15条 本会の運営費は、学生会員からの入会金、正会員からの終身会費、年会費および維持会費、その他をもって充てる。

#### （予算および決算）

第16条 本会の予算は常任幹事会で決定し、決算は常任幹事会で承認した上で、総会に報告する。

#### （監査）

第17条 監査役は決算時に監査結果を常任幹事会に報告し、直近の総会に報告する。

#### （会計年度）

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### （個人情報保護）

第19条 会員の情報を保護するために、別途に『個人情報に関するポリシー』を定める。

#### （会則の変更）

第20条 会則の変更は常任幹事会より提議し、総会の決議による。

#### （細則）

1. この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な細則は、常任幹事会で定める。

1. 終身会費特例事項

1. 次の期間に納入される正会員の終身会費は、20,000 円とする。  
平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日の 5 年間

2. 常任幹事会の推挙による終身会員特例事項

1. 第 4 条-1 の 3 で規定した名誉会員で、常任幹事会が推挙した者は終身会員とする。